

令和6年度各種保育利用料補助制度に関する要領

1 目的

山形大学に所属する研究者等に対し、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用料金及び大学入学試験業務のための一時預かりの利用料金を補助し、仕事と育児の両立を支援することを目的とする。

2 支援対象者

支援の対象となるのは、本学に所属する国立大学法人山形大学職員人事規程別表(以下「人事規程別表」という。)に掲げる職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、研究専任教授、研究専任准教授、研究専任助教、特任研究員及び医員(年俸制の者に限る。)で、小学校6年生までの子どもを養育する研究者とする。

ただし、人事規程別表に掲げる職員で、大学入学試験当日の業務のために支援対象となる子どもを一時預かりとする職員は、当該一時預かりにかかる利用料金の支援対象者とする。

3 補助額

補助される額は、子ども一人につき年間二万円(源泉徴収分を含む)を限度とする。

ただし、下記4⑤の場合は、年間二万円の限度に含まれない。

4 支援の対象となる保育

支援の対象となるのは、事業者(ファミリーサポートセンター等)による次に掲げる保育で、親族・知人によるものは除く。ただし、事業者への保育依頼が困難である場合には、ベビーシッターに保育を依頼することができるものとする。

- ① 夜間保育(延長保育を含む)
- ② 休日保育(ただし、通常保育及び延長保育を除く)
- ③ 病児・病後児保育
- ④ 学童保育
- ⑤ 大学入学試験当日(大学入学共通テスト・個別学力テスト・推薦入試など)の業務のために利用する一時預かり

5 保育実施場所

- ・夜間保育、休日保育、病児・病後児、学童保育の保育事業者において指定された場所
- ・その他申請により各機関の承認を得て保育を行う場所

6 申請方法

(1) この要領により支援を希望する者は、事前登録のため、次の期日までに「保育利用料補助登録申込書」に、母子健康手帳の写しなど親子関係及び子どもの生年月日を示す書類を添えてダイバーシティ推進室に提出(電子申請)する。

・第4項①～④の登録を希望する者 4月末

・第4項⑤の登録を希望する者 保育を利用する日の2週間前

(2) 前号の登録を行い、第4項の保育を利用した者は、四半期毎(4～6月、7～9月、10～12月及び翌年1～2月)に最終月の翌月15日まで(休日の場合は前日まで)に「保育利用料補助申請書」に記入の上、次に掲げる書類を添えて、ダイバーシティ推進室に提出(電子申請)する。

- ・口座振込依頼書(初回のみ。ただし、旅費等の振込先と同じ場合には提出不要。)
- ・領収書

保育利用期間	申請書提出期限(休日の場合は前日)
4月～6月	7月15日
7月～9月	10月15日
10月～12月	1月15日
1月～2月	3月15日